

設計図書に関する回答書			
件名		令和8年度住民情報システム機器賃貸借	
質問事項	質問事項 (該当資料名・ページ・項目等)	質問内容	回答
1		本件は満了時無償譲渡条件となっているため、物件にかかる固定資産税については賃貸者は負担不要である認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、仕様書3(3)に記載のとおり、固定資産税その他本契約に係る公租公課のうち法令により貸主が負担すべきものは、賃貸借料に含まないものとします。